

岐 阜 県 公 報

第 二 百 九 号
令 和 三 年 六 月 十 一 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知
保安林に指定する予定である旨の通知
水源地域の指定
道路の供用開始

(治 山 課) 三 四 三
(同) 三 四 三
(同) 三 四 四
(道 路 維 持 課) 三 四 四

公 示

認定鳥獣捕獲等事業者の変更の届出に関する件
土地改良区役員の就任
土地改良区役員の退任及び就任

(環 境 企 画 課) 三 四 五
(可 茂 農 林 事 務 所) 三 四 五
(飛 騨 農 林 事 務 所) 三 四 五

告 示

岐阜県告示第二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
中津川市坂下字谷五七一の四、五七一の八、五八〇の一、五八一の四、五八一の六、五八一の七、五八一の九、五九五の六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

土岐市泉町定林寺字園戸九五九の七（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市葛原字田島二〇三三、二〇三九、二〇四〇、字梶田二〇六九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十八号

岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

令和三年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

市町村名	指定の区域	縦覧場所
白川町	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課、岐阜県可茂農林事務所及び白川町農林課
東白川村	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課、岐阜県可茂農林事務所及び東白川村産業振興課
恵那市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課、岐阜県恵那農林事務所及び恵那市農林部林政課
高山市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課、岐阜県飛騨農林事務所及び高山市林政部林務課

（「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年六月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
中津川 南木曾 線	中津川市落合字井ノ下二二四 二番一〇地先から 同 市 同 字 同 一三七 七番一 地先まで		一五〇・〇	令和 三・六・二	平成 三〇・二・七

公 示

認定鳥獣捕獲等事業者の変更の届出に関する件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の七第三項の規定による変更の届出があつたので、同条第五項の規定により、次のとおり公示する。

令和三年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
一般社団法人岐阜県猟友会
- 二 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
岐阜市宇佐東町三番一八号
- 三 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
大野 惠章

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏 名	住 所
七宗町木 曾川右岸 用水土地 改良区	令和 三・五・二七	理事	加納 福明	加茂郡七宗町神淵 三六二番地二

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏 名	住 所
神岡町石 神土地改 良区	令和 三・三・三	理事長	上林 久志	飛騨市神岡町数河 六〇七番地一
		庶務	森 腰 勝彦	同 四〇八番地一
		会計	山本 英樹	同 麻生野 三〇四番地
		理事	神田 政則	同 数河 五二二番地五
		同	藤田 一生	同 一三三六番地

令和三年六月十一日発行

発行者
岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一
号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
一 岐 阜 文 芸 社

就任した役員

土 良 改 良 区 地 名	神 岡 町 石 神 地 改 良 区	令 和 三 四 一	年 就 月 日 任	役 名 氏	名 住	所
				理事 上 林 久 志	飛驒市神岡町数河	六〇七番地一
				庶務 森 腰 勝 彦	同	四〇八番地一
				會計 山 本 英 樹	同	三〇四番地
				理事 松 田 健 市	同	五二二番地
				同 尾 下 利 秋	同	二二六九番地
				同 松 村 昌 和	同	二二七一番地
				同 折 戸 康 久	同	一四八八番地
				同 松 田 重 三	同	一四九八番地
				同 山 下 清 美	同	一八一〇番地
				代表監 山 下 幸 泰	同	一一七三番地
				監事 三 浦 修 一	同	八〇八番地
				監事 菊 森 規 行	同	六一五番地
				代表監 尾 上 正 幸	同	石神 一八七番地
				同 山 下 清 美	同	麻生野 一八一〇番地
				同 吉 中 嘉 泰	同	殿 七八九番地八
				同 三 井 茂 夫	同	一五六三番地
				同 増 田 進 一	同	石神 一一〇九番地